

かすみがうら市議会産業建設委員会会議録

令和3年12月6日 午後 1時51分 開 会

出席委員

委員長	加 固 豊 治
副委員長	佐 藤 文 雄
委員	矢 口 龍 人
委員	古 橋 智 樹
委員	櫻 井 健 一

欠席委員

な し

出席説明者

都市建設部長	鈴 木 芳 明
道路課長	根 本 和 幸
都市整備課長	仲 澤 勤

出席書記名

議会事務局主任	折 本 尚 充
---------	---------

議 事 日 程

令和3年12月6日（月曜日）午後 1時51分 開 会

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 議案第69号 市道路線の認定について
- (2) 議案第70号 市道路線の認定について
- (3) 議案第71号 市道路線の認定について
- (4) 議案第72号 市道路線の廃止について
- (5) 議案第73号 市道路線の変更について
- (6) 優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の廃止について
- (7) かすみがうら市上下水道事業運営審議会委員の選出について
- (8) 閉会中の所管事務調査の申し出について
- (9) その他

3. 閉 会

開 会 午後 1時51分

○加固豊治委員長

ご苦労さまです。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから産業建設委員会を開きます。

次に、書記を指名します。議会事務局折本主任を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、本日、本委員会に付託されました議案第69号ないし議案第73号の審査に当たり、これより現地調査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

ここで、現地調査のため、暫時休憩いたします。 [午後 1時54分]

○加固豊治委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時40分]

現地調査のほうは大変ご苦労さまです。

それでは、議案第69号 市道路線の認定についてを議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（鈴木芳明君）

議案第69号 市道路線の認定につきまして道路課長より説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○道路課長（根本和幸君）

それでは、議案概要書の33ページ、議案書91ページになります。

市道路線の認定についてです。

この路線は、石岡・かすみがうら広域幹線道路整備事業としまして、石岡市とかすみがうら市の両市が一体的に取り組む道路整備事業となっています。災害における緊急輸送路や3次救急医療機関である土浦協同病院への連絡道路としての機能を有するほか、通学路の安全確保を目的に計画をしたものです。

起点を新治字江子田1797番1から終点を新治字江子田1758番4に位置し、整備延長600メートル、最大幅員17メートル、最小幅員13メートルです。車道が3.25メートル、路肩0.75メートル、歩道2.5メートルを両側に配置し、側溝を含んだ形で全幅が13メートルの道路計画となっています。

道路法第8条第2項の規定に基づきまして、市道6-0015号線として認定をするため、議会の議決をお願いするものです。

○加固豊治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文男委員

議案第70号と連動しているということだよな。

○道路課長（根本和幸君）

佐藤委員がおっしゃるとおり、同じ路線で真ん中に石岡市道を挟んでの1つの路線となります。

○佐藤文男委員

石岡市のほうは石岡市でやりますよということですよ。

○道路課長（根本和幸君）

はい、そのとおりです。

○佐藤文男委員

議案第69号、議案第70号まで行っちゃおうと思うのですが。これは時期的なものというのは、いわゆるスケジュールというのか、年度になると思いますが、スケジュールはどのようなスケジュールですか。

○道路課長（根本和幸君）

令和4年度から用地買収に着手しまして、令和5年度から令和7年度にかけて道路工事を実施する予定となっております。

○矢口龍人委員

この路線云々ですね、市道6-0015号線。これ、例えば市役所の前の通りは市道6-0001号線だと思うのですよね。市道6-2784号線が今の橋で、次が今度は市道6-0015となっていますけれども、これ、1路線にするようなわけにいかないのですか。

○道路課長（根本和幸君）

矢口委員がおっしゃるように、将来的には、その国道6号から今回認定をしていただく市道6-0015号線までを一体的な路線として1級市道として認定をしたいというふうに考えています。

○矢口龍人委員

そういった場合に石岡市の工区というか、石岡市の中はどのようなふうになるのですか。

○道路課長（根本和幸君）

石岡地面のところは、石岡市道になりますので、うちのほうでは認定をしないで、ちょっとそこで路線が分かれてしまう形になるかと思うのですが、角来側のほうも1級市道として認定をしたいというふうに考えています。

○矢口龍人委員

そうしていただきたいと思います。

それと、角来から神立停車場線までの部分もやはり1級市道として認定してもらえるようお願いをしたいと思うのですけれども、いかがですか。

○道路課長（根本和幸君）

今回の路線の計画を見まして、将来的には先まで認定をしたほうが市のためにもよろしいかと思えますので、今後その辺も検討をしていきたいというふうに考えています。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

これより議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議案第70号 市道路線の認定についてを議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（鈴木芳明君）

議案第70号 市道路線の認定について道路課長よりご説明を申し上げます。

○道路課長（根本和幸君）

こちらは先ほどお話がありましたが、議案第69号と同じ路線ということでございますので、簡単に説明をさせていただきます。

議案第70号のほうで、起点を下稲吉字角来前2320番地1から終点を下稲吉字角来西2298番2に位置し、整備延長260メートル、先ほどの認定路線と道路計画は同じになります。こちらも道路法第8条2項の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○加固豊治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号 市道路線の認定についてを議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（鈴木芳明君）

議案第71号 市道路線の認定につきまして道路課長よりご説明をお願いしたいと思います。

○道路課長（根本和幸君）

こちらの路線は起点を稲吉4丁目3676番10から終点を稲吉4丁目3705番1に位置し、都市計画法第29条の開発行為にて施工移管された道路です。延長が43.82メートル、最大幅員9メートル、最小幅員6メートルで、両側雨水排水側溝ありで回転広場も有しています。

こちらも道路法第8条第2項の規定に基づきまして、市道8-2931号線として認定をお願いするものです。よろしくお願ひします。

○加固豊治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○古橋智樹委員

ごみ置き場が設置してあったのですけれども、ここは、この該当外ですか。

○道路課長（根本和幸君）

道路外ということです。

○加固豊治委員長

ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（鈴木芳明君）

議案第72号 市道路線の廃止につきまして道路課長よりご説明を申し上げます。

○道路課長（根本和幸君）

市道6040号線につきましては、起点を男神322番22から終点を男神341番2に位置し、現況は延長が63.18メートル、最大幅員が5.25メートル、最小幅員1.8メートル、排水側溝なしの道路となっています。

今般全延長区間において払下げ申請があり、道路廃止要件に合致していることから、道路法第10号第3項の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○加固豊治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号 市道路線の変更についてを議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（鈴木芳明君）

議案第73号 市道路線の変更につきまして道路課長よりご説明を申し上げます。

○道路課長（根本和幸君）

市道5146号線につきましては、起点を坂2189番2から終点を坂2076番とする延長937.12メートル、最大幅員6.8メートル、最小幅員4メートル、排水側溝ありの舗装道路となっています。今般、旧佐賀小学校の敷地内に道路用地として整理されていない認定道路があり、公共施設等マネジメント推進室が進める廃校施設利活用の取り組みにおいて活用事業者から応募があったことから、利活用面積に認定道路があるため路線変更をして、終点を坂2082番3として延長を851.72メートルに変更をするものです。

路線変更要件に合致をしていることから、道路法第10条第3項の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○加固豊治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

今度はこの旧佐賀小学校を利活用する運動屋さんが要請しているように思いますけれども、これは

どういう意味なのか、ちょっとよく分からないのですが、その辺ちょっと詳しく教えていただけますか。

○道路課長（根本和幸君）

変更する部分には、学校敷地のほかにかすみがうら市の土地がございまして、その土地も含めて運動会屋さんのほうにお貸しをしたいという市のほうの意向がございまして、そこの部分にある道路も変更をして改良をするという議案になってございます。

○佐藤文雄委員

この絵で見ると、終点という場所がありますよね。この場所も市の土地なので、これも一体的にその運動会屋さんが活用したいということですね。

○道路課長（根本和幸君）

はい、そうです。そのとおりです。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 3時53分]

○加固豊治委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時55分]

次に、(6) 優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いします。

○都市建設部長（鈴木芳明君）

貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の廃止につきまして、都市整備課長よりご説明させていただきます。 よろしくをお願いします。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

それでは、優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の廃止についてご説明をさせていただきます。

初めに、優良田園住宅とは、資料にもありますとおり、農山村地域などの良好な自然環境を形成している地域で、敷地面積300平方メートル以上、建蔽率30%以下、容積率50%以下、3階建て以下などの要件を満たす1戸建ての住宅と定義されまして、事業者が市の定めましたこの基本方針にのっとり計画書

を提出、認定を受けることで建設が可能となるものでございます。

この方針の策定した経緯といたしましては、旧霞ヶ浦町が地域の特性を生かし、豊かな田園環境の中で生活したいという需要に応えるために市街化調整区域での宅地開発の緩和措置の一つとして、平成13年3月に導入をした経過がございます。

その後、平成15年7月には、霞ヶ浦地区で区域指定制度が導入されまして、区域内であれば、土地の集落出身要件に問われることなく、どなたでも住宅の建設が可能となったという経過がございます。

このようなことから、優良田園住宅の認定を受けて建築するメリットが少なく、策定後20年を経過した現在も計画の申請が全くないというような状況でございます。

さらには、昨年12月に策定しました立地適正化計画で、コンパクトなまちづくりを進めるという市の基本方針に合わない方針となっております。

こういったことで廃止をするという方向となったものでございます。

なお、法律の規定によります、茨城県知事との廃止方針に係る協議が、本年の9月に完了しております。こちらにも異存ありませんという回答をいただいております。

今後は、来年年明け2月に開催予定の都市計画審議会に報告し、同年3月に告示をもって廃止するという方針でございます。

○加固豊治委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○古橋智樹委員

緩和の条件が区域指定と、この優良田園住宅の条件で、逆に縮んでしまうという条件は全くないということですか。いろいろ緩和の条件で田園住宅のほうが緩和が広いというものはないということ、区域指定の条件のほうが大きい、広いということですか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

内容については、かなりこちらが、厳しい内容というか、条件が付されたものなので、これよりも建蔽容積率が緩い区域指定であれば建蔽率60%の容積率200%ぐらいの数字で建てられるものが、これだと建蔽率30%の容積率50%というかなり厳しい条件をクリアしないと、こちらは建てられない。ただ、場所について当然ぴったり同じではないので、若干ずれる場所があります。区域指定というのは、ある程度インフラの整備状況に合わせて指定した関係なので、こちらだとインフラ整備を合わせて行わないと建築ができないというので、なかなか厳しいということ。そのため建築申請が上がってこないという経過があったものと思います。

○古橋智樹委員

すると、指定面積は、優良田園住宅のほうが広がったということですか。区域指定のほうが狭まっているということで理解して、それがどれぐらいの差があるのかというのが。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

具体的な面積というのは、ここには載っていませんが、優良田園住宅は、こちらだと赤丸で囲ってあるかと思うんですけども、おおむねこの地域ということで、例えば区域指定のように、道路界であったり、筆界であったり、そういったものをきっちり決められた内容ではなくて、この辺という、あくまでも大まかな決め方なのです。その部分で若干違いというのは出てくるのかと思います。

○古橋智樹委員

県内でこの優良田園住宅の使っている事例はありますか。あまり聞かないのですけれども。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

茨城県内でこの優良田園住宅の基本方針を定めているのは、かすみがうら市のみでございます。日本全国でも五十幾つの自治体しかありません。

○加固豊治委員長

何か意図はあったのだろうか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

平成10年の頃に、議員立法でつくられた法律です。当然当時のバブル崩壊後、土地がなかなか動かないという状況下で、議員立法で少しでも調整区域内の土地を動かそうという中で、ある程度農山村部の環境を守りつつ、面積を広く取って、建蔽容積率を低くしてという農家住宅をイメージしたような制度でつくったものなのです。ただ、実際それを欲しい方と、本当にフラットな何もない場所で、例えばこういったものを造るときには、当然ある程度道路を造ったり、上下水道を入れたり、そういったものを投資してやったときに、今度は当然単価が上がる。そうすると、調整区域でそれなりの単価となった土地を求める人もいなくなり、実際には需要と供給のバランスが取れなくて、事業としては成り立たなかったというのが現実かと思えます。

○加固豊治委員長

ほかにご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで、執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 3時53分]

○加固豊治委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時55分]

次に、かすみがうら市上下水道事業運営審議会委員の選出についてを議題といたします。

審議会委員の任期につきましては、2年間となっております。前委員につきましては、岡崎委員、久松委員が推薦されておりました。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 3時56分]

○加固豊治委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時57分]

ここでどなたか2名ご推挙いただけますでしょうか。

○古橋智樹委員

では、委員長と副委員長にぜひお願いしたいと思います。

○加固豊治委員長

ただいま古橋委員から、佐藤委員と私、加固委員を推薦するのご意見がございました。

お諮りいたします。

古橋委員からの指名のとおり、佐藤委員と私、加固委員を推薦することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市上下水道事業運営審議会委員に佐藤委員と私、加固委員を推薦することで

議長に報告いたします。

次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査申出書（案）についてお目通し願います。

お諮りいたします。

本案のとおり議長宛てに閉会中の所管事務調査について申し出ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

それでは、異議がないようですので、そのように議長宛てに申し出させていただきます。

次に、その他でございますが、茨城県市議会議長会主催による令和3年度第2回議員研修会の出席者の選出についてを議題といたします。

来る令和4年2月8日火曜日、茨城県市議会議長会主催による令和3年度第2回議員研修会が鹿嶋市の鹿嶋勤労文化会館ホールを会場に開催されますことから、各常任委員会からそれぞれ出席者1名を選出されるよう求められております。

これより、本研修の出席者につきましてご意見等をお伺します。

どなたかご推挙いただけますでしょうか。

○佐藤文雄委員

櫻井健一委員を推薦します。

○加固豊治委員長

ただいま佐藤委員から、櫻井委員を本研修の出席者に推選するのご意見がございました。

それでは、櫻井委員を本研修の出席者として、議長に報告することよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

それでは、ないようですので、以上で本日の産業建設委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時07分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

産業建設委員会委員長 加 固 豊 治